

令和7年度(第60回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

◎指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

◎剣道指導要領に基づく指導

(1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道指導要領pp.11~23)

- ① 剣道着と袴の着装法と留意点
- ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
- ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道指導要領pp.24~26) (剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ① 竹刀
- ② 日本刀・木刀 (剣道指導要領pp.27~28)
- ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.28~29)

(3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

- ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(4) 基本動作 (剣道指導要領pp.36~71)

- ① 姿勢 ② 構えと目付け ③ 構え方と納め方 ④ 足さばき ⑤ 素振り ⑥ 掛け声(発声)
- ⑦ 間合 ⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方 ⑨ 体当たり ⑩ 鍔ぜり合い ⑪ 切り返し
- ⑫ 残心

(5) 応用動作(対人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

◎「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた指導

(1) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修錬に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

①剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

②呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と刃え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突

◎鍔ぜり合いの指導

(1) 正しい鍔ぜり合いの方法

自分の竹刀を少し右斜めにして手元を下げ、下腹部に力を入れて自分の体の中心を確実に保つようにする。相互の鍔と鍔とでせり合って攻撃の機会をつくる。

二刀の場合には小刀を下に、大刀を上とし、二刀を交差する。(剣道指導要領p67)

(2) 正しい鍔ぜり合い(鍔と鍔が接する構え)からの技を理解させ徹底指導する。

①鍔ぜり合いからの技能を高める。

②分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。(講習会資料 p9)

(剣道試合・審判・運営要領の手引き参照)

以上